



「選挙のめいすいくん」

あなたの大切な一票を 智頭町議会 投票日 6月30日(日)

投じましょう！ 議員一般選挙 投票時間 午前7時～午後8時



智頭町議会議員の任期満了による選挙が6月30日(日)に行われます。
(選挙する定数は12です。)

この選挙は、今後の町政を任せる人を選ぶ最も身近で大切な選挙です。候補者の政見、政策などをよく聞き、考え、自分たちの未来を託せる人に大切な一票を投じましょう。

《選挙ができる人》

年齢が満20歳以上の日本国民であれば、一定の刑罰等を受けていない限り、誰でも選挙権があります。しかし、実際に選挙をするためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

このたびの選挙で選挙人名簿に登録される人は次のとおりです。
(基準日 平成25年6月24日)

年齢は・・・
平成5年7月1日以前に生まれた人で、次の住所要件に当てはまる人です。

住所は・・・
転入届をした日が平成25年3月24日以前で、引き続き智頭町に在住している人は投票ができます。3月25日以降に転入届をした人は選挙人名簿に登録されていませんので投票できません。

また、選挙人名簿に登録されていても6月28日までに智頭町から他の市町村に転出する届出をした人は今回の選挙の投票はできませんのでご注意ください。

**入場券は大切に！
投票所を確認ください**
選挙人名簿に登録されている人

《投票上の注意》

投票用紙は、白色の用紙に黒色の文字の投票用紙です。

投票用紙には、候補者の名前を定められた記入欄に、一人だけはっきりと書いてください。候補者の名前以外はいっさい記入しないでください。

場合によっては代理投票もできますので、希望する人は、投票所の投票管理者に申し出てください。投票所の係員が代わって記載します。

◎投票用紙

注意
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名
智 頭 花 子

※名前以外はいっさい記入しない。

投票場所

投票区	投票所	対象集落等
第1	智頭小学校	板井原・市瀬・中島・鳥巢・湯屋・関屋・錦町・下町・中町・上町・上市場・米井・奈留・沖代
第2	智頭町総合センター	沖代県住・本折・河一・河二・河三・河四・特養・久志谷・緑ヶ丘・上段・段・青山台・駅南団地・杉の香団地・岩神
第3	山形第1地区公民館	篠坂・毛谷・下大内・上大内・郷原・米原・西野・浅見・中島・池本・大呂・芦津・八河谷
第4	旧那岐小学校	大屋・早瀬・真鹿野・野原・那岐駅前・水島・栃本・早野・口早野・五月田・宮ノ本・東宇塚・下西・奥西・河津原
第5	旧土師小学校	下中村・中村・井上・下山根・中山根・戸能・穂見・木原・塩田・三明・長瀬・天木・石田・紺屋土居・横田・土師駅前・山田・大坪・十日市・慶所
第6	富沢地区公民館	坂原・中田・惣地・新見・口波多・波多・口宇波・宇波
第7	山郷地区公民館	尾見・白坪・中原・新田・福原・駒帰

《選挙についての問合せ先》

智頭町選挙管理委員会（役場総務課） ☎ 75 - 4111

(有権者)には、投票所入場券を自宅に送付しますので、記載事項を確認のうえ、投票の際には必ずお持ちください。
なお、入場券はハガキでお届けします。他のハガキと一緒にしないで、投票をされる日まで大切に保管してください。

期日前投票はお早めに

6月30日(日)の投票日に仕事や旅行、病気などの理由で投票できない人は、期日前投票ができます。
期日前投票は6月26日(選挙期日の告示日の翌日)から6月29日(選挙日の前日)の午前8時30分から午後8時まで、智頭町役場で受け付けています。入場券をお持ちのうえ、お越しください。

入院中の人は不在者投票を

智頭病院や心和苑に入院・入所されている人は、そこで不在者投票ができます。また、他の病院などに入院や入所中の人が指定された病院などに限るも不在者投票ができますので、その病院などの施設長に「選挙がしたい」旨を申し出てください。

町外からの投票は

出張中や旅行などで、投票日に智頭町に帰ってこれない人は、町外から郵便で発送する証明書などを持つ

て滞在地市町村の選挙管理委員会へ行き、不在者投票ができます。

郵便投票もできます

対象者は次の表のとおりです。

手帳等の種類	障害の種類等	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級もしくは2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級もしくは3級
	免疫、肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護5	

投票の際には「郵便等投票証明書」が必要ですので事前に証明書の交付を受けてください。

郵便等による不在者投票の投票用紙等の請求は、6月26日までですので注意してください。

また、代理記載制度もあります。詳しくは、町選挙管理委員会まで問い合わせてください。